

## 自動運転の社会実装と次世代モビリティによる社会デザイン検討委員会

## 設置要綱

令和 2 年 1 2 月 2 4 日  
日本学術会議第 3 0 6 回幹事会決定

## (設置)

第 1 日本学術会議会則第 1 6 条第 1 項に基づく課題別委員会として、自動運転の社会実装と次世代モビリティによる社会デザイン検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (職務)

第 2 委員会は、内閣官房や内閣府等の政府機関における動きや、日本学術会議協力学術研究団体を含めた国内外の学術団体や研究グループの動きと連動しながら、長期的な視点から社会的課題を対象として幅広く社会と自動運転とのかかわりを分野横断的に審議する。

## (組織)

第 3 委員会は、3 0 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

## (設置期限)

第 4 委員会は、令和 5 年 9 月 3 0 日まで置かれるものとする。

## (庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

## (雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 附 則

この決定は、決定の日から施行する。